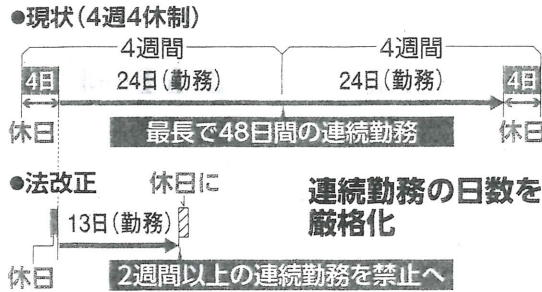


連続勤務14日以上禁止へ

厚労省検討 最長48日可能見直し



労働者の連続勤務日数について厚生労働省は、労働基準法を改正して14日以上連続勤務を禁止する検討に入った。労働者の健康を確保するため、最長で48日間の連続勤務が可能になるといった現行制度を見直す。

26年の法改正目指す

上限規制の導入は、厚労省の有識者研究会が年度内にまとめる予定の報告書に盛り込まれる見通しだ。その上で厚労省は、労働政策審議会での労使による議論をし、2026年にも法改正を目指す。現行の労基法は、使用者は労働者に少なくとも

週1回の休日を与えることを原則としつつ、4週間を通じて4日以上休日を与えれば足りるとしている。この「4週4休制」では、4週間の最初の4日と、次の4週間の最後の4日を休日にした場合、間に挟まれる48日間を連続勤務させることが可能だ。さらに、労使協定(36協定)を結べば休日労働も命じられ、制度上は上限なく連続勤務をさせられる。

有識者研究会では、労働者の健康や安全を守るため、連続勤務を厳格化する方向で議論。精神障害の労災認定では「2週間以上の連続勤務」が心

理的負担の判断要素となっており、厚労省は4週4休制を見直し、14日以上連続勤務を禁止する方針だ。労使協定で休日労働させる場合も、上限を13日間とする。

改革関連法では、労使協定による残業時間については、年720時間以内、月100時間未満という上限規制が導入された。一方、連続勤務日数の上限は設けられていなかった。

(宮川純一)